平成２７年（フ）第２５４号
相模原市中央区矢部４丁目21番15号
債務者　加藤　賢一
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第２５５号
相模原市中央区東淵野辺５丁目24番13号　特別養護老人ホーム大野北誠心園
債務者　加藤すまゑ
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第２５６号
相模原市緑区鳥屋2241番地１
債務者　小須田勇介
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第６３２号
京都市北区紫野大徳寺町44　ノースハウス208号室、住民票上の住所京都市北区紫竹下緑町28番地３　プチトウリアーノ301
債務者　松田　直弘
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第６３７号
京都市伏見区横大路貴船45番地の18
債務者　本松　隆志
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第６６５号
京都市伏見区納所町580番地　ディオ・フェルディ淀桂川303号
債務者　藤井　君雄
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第６６８号
京都府八幡市男山泉14番地10　泉マンションＡ棟102、前住所京都府八幡市男山八望３番地１－Ｂ47－207
債務者　小森日出男
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第６７０号
京都市下京区綾小路通新町西入矢田町121番地２　ｆｉｌ　ＮＡＫＡＴＡ　５－Ｃ
債務者　笹尾　弘美
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第６７５号
京都市右京区山ノ内苗町40番地１　コスモワンダータウン727号
債務者　笹井　博司
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第６１９号
堺市堺区砂道町３丁３番19号　パシフィック浅香105号
債務者　小林　正樹
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１１７号
北海道帯広市西６条南34丁目38番地
債務者　羽山　　一
1　決定年月日時　平成27年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第１２０号
北海道帯広市西13条南11丁目12番地７　さいとうハイツ101
債務者　池田　道政
1　決定年月日時　平成27年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第１２２号
北海道帯広市西19条南４丁目34番５号　明和団地５－515
債務者　遠藤　真世
1　決定年月日時　平成27年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第２１０号
岩手県紫波郡紫波町日詰字朝日田196番地５　サンハイツ日詰１号棟202
債務者　吉田　麻衣
1　決定年月日時　平成27年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第５４号
福島県南会津郡南会津町田島字田部原263番地５　町営住宅新田部原団地19棟２号、前住所福島県会津若松市門田町大字黒岩字若宮10番地の６
債務者　谷中　正則
1　決定年月日時　平成27年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２７年（フ）第１７０号
愛知県稲沢市矢合町寺浦3140番地　市営住宅矢合団地３－104
債務者　矢野　智之
1　決定年月日時　平成27年８月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第１６８２号
大阪市住之江区南港中３丁目３番31－726号
債務者　吉田　博文
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部